

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

デジタル簡易無線の高度化等に係る制度改正案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

総務省では、自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線の利用実現に向けた情報通信審議会からの一部答申（令和4年11月）を受け、また、近年の簡易無線の利用増加への対応としてデジタル簡易無線が使用する周波数（上空利用を含む。）を追加するため、デジタル簡易無線の高度化に係る電波法施行規則等の一部を改正する省令案等を作成しましたので、これらの省令案等に対して意見募集を行います。

また、周波数再編アクションプラン（令和4年度版）に基づき、1.2GHz帯アナログ方式の画像伝送システムの新たな免許取得が可能な期限を令和9年度末と定める電波法関係審査基準の改正案についても併せて意見募集を行います。

### 3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期間内に提出してください。

下記（2）又は（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期間内に提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （1）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： land\_radio/at/ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

※スパムメール防止のため@を「/at/」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りくださいますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)のe-Govを極力御利用くださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでくださいますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

**5 意見提出期間**

令和5年1月14日（土）から令和5年2月13日（月）まで（必着）

（郵送による提出の場合、締切日の消印有効）

**6 留意事項**

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部移動通信課にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### **連絡先窓口**

##### **【周波数割当計画の変更案以外について】**

総合通信基盤局電波部移動通信課

（担当：山下課長補佐、加藤課長補佐、黒川第一技術係長）

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館

電 話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5895

E-mail：land\_radio\_atmark\_ml.soumu.go.jp

##### **【周波数割当計画の変更案について】**

総合通信基盤局電波部電波政策課

（担当：渡辺周波数調整官、山下第三計画係長）

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電 話：（代表）03-5253-5111（直通）03-5253-5875

E-mail：freq-allocation\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しておりますので、御送信の際は、「@」に変更してください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
電波部移動通信課 へ

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集ーデジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備ー」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡先担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見